

体罰によるない教育のために

福岡市教育委員会
指導部生徒指導課
平成 28 年 4 月改訂

平成 24 年度の部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案を受け、平成 25 年 8 月に文部科学省から、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要性を示した通知がされました。「新しいふくおかの教育計画 後期実施計画」においても「体罰によるない教育の推進」をあげています。各学校においては、子どもを愛し、子どもから尊敬される教師を目指して、体罰を一掃し、温かい人間関係と信頼にもとづく教育を推進することが求められます。

体罰は重大な人権侵害 (子どもの人間としての尊厳を損なう行為)

(1) 体罰の例

身体に対する侵害

- 叩く・殴る・蹴る
- 髪を切る
- 物を投げつける

肉体的苦痛を与える懲戒

- 長時間の正座や直立
- 食事やトイレをさせず、
一切、室外に出ることを許さない など

(2) 体罰禁止の法的根拠

○「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」
＜学校教育法第 11 条＞

○体罰で問われる責任 傷害罪（刑法第 204 条）、暴行罪（刑法第 208 条）

(3) 子どもの人権の問題として

「親（保護者など）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりするがないように、国は子どもを守らなければなりません」
＜子どもの権利条約 第 19 条 日本ユニセフ協会抄訳＞

(4) 体罰によって起こる問題や影響

- 人権侵害（屈辱感を与え、人間としての尊厳、自尊心を傷つける）
- 心の傷を将来にわたり残す ○体罰を見た周りの児童生徒が不登校になる
- 学校の活力減退を招く ○暴力の連鎖を生み、いじめ・不登校や学校の荒れを招く
- 地域の人々からの信頼を失う ○児童・生徒・保護者との信頼関係が崩壊する など

(5) 有形力の行使と懲戒・体罰の整理

○懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある

○懲戒の内容が身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるものであれば体罰に該当する
＜平成 25 年 3 月 13 日「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」文部科学省通知より＞

スキンシップなどの軽度な有形力（目に見える物理的な力）の行使で、児童生徒一人ひとりの状況に配慮した行為であっても、不適切な指導、または、体罰となるケースがある

有形力の行使ではなく、効果的な懲戒（心に響く叱り方）をしよう

日頃から教師・児童生徒・保護者間での信頼関係を築いておくことが大切

【ねらい】

規範意識の
育成を図る

【方法の工夫】

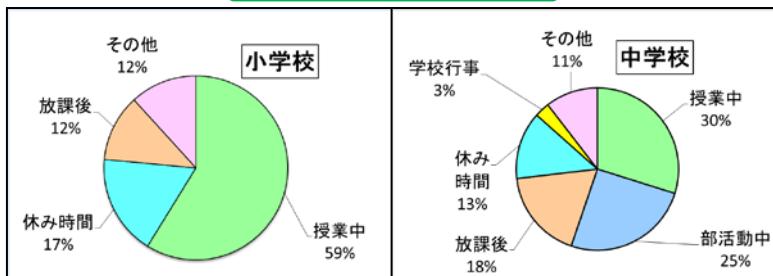
- 口頭による説諭、訓戒、叱責が最も適切かつ有効
- 児童生徒に肉体的苦痛を与えない懲戒
(放課後教室に残す、授業中起立させる、学習課題や清掃活動を課す、当番を多く割り当てるなど)

福岡市における体罰の現状分析

福岡市における平成 21 年度から平成 26 年度までの体罰の事案を分析しました。

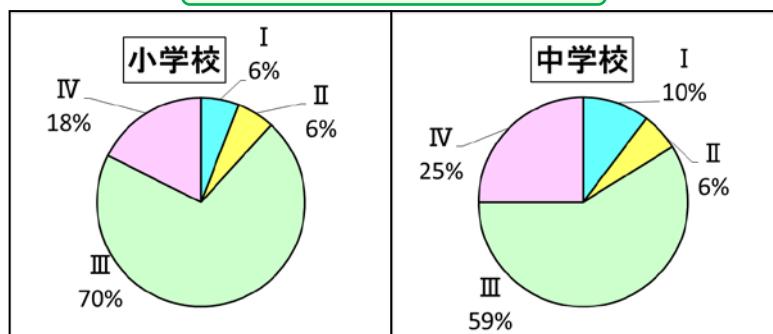
(1) 体罰の状況

体罰が行われた場面



- 授業中
- 休み時間
- 放課後
- 部活動中
- 学校行事
- その他

懲戒の必要性と体罰の程度



- I 懲戒の必要性が高く、体罰の程度が小さい事案
- II 懲戒の必要性が高く、体罰の程度が大きい事案
- III 懲戒の必要性が低く、体罰の程度が小さい事案
- IV 懲戒の必要性が低く、体罰の程度が大きい事案

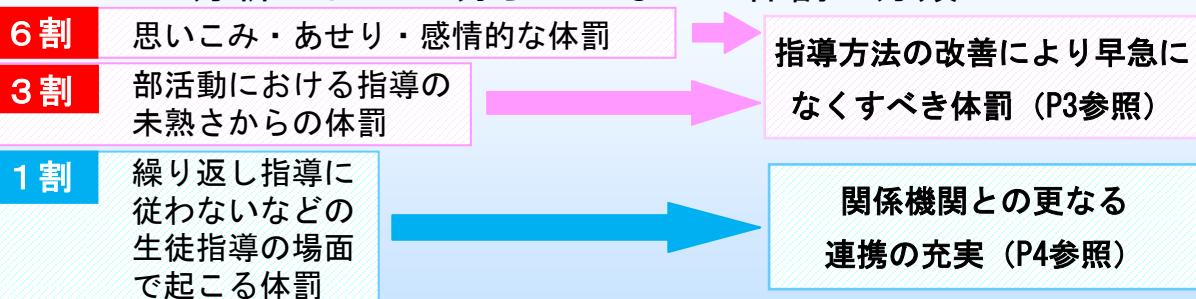
(2) 体罰の傾向

- 感情的になった状態で体罰が行われている
- 懲戒の必要性が低いにもかかわらず体罰が行われている
- 部活動中においては指導の未熟さから体罰が行われている
- 児童生徒が繰り返し指導に従わないなど生徒指導の場面での体罰が起こっている
- 管理職への報告や保護者への謝罪、児童生徒に対する事後指導が行われてない事案が多い

(3) 体罰に関する考察

- 問題行動は、しっかりと見極め、冷静・適切に指導する(感情的にならない)
- 部活動中の体罰は、古い精神主義によって慣例化・正当化されているものや生徒指導の一環として行われているものがある
- 問題が長期化している事案は、保護者対応や関係機関との連携など初期対応が適切でないことが多い → 事案発生後、直ちに管理職へ報告し、その日のうちに保護者に直接会って対応
- 体罰発生の要因は、児童生徒との信頼関係が構築されていないことによるもの
- 言葉による暴力も体罰同様、児童生徒の心を大きく傷つけ、精神的に大きな影響を与える

分析によって明らかになった体罰の分類



指導方法の改善により早急になくすべき体罰



福岡市における体罰の9割は教師の思い込み、あせりなどからくる感情的な体罰と部活動における指導の未熟さからの体罰となっています。こうした体罰は、その要因を分析し、指導方法を改善することによって早急になくさなければなりません。

(1)教師の要因

- 責任感、気負い、あせり、感情
「自分がやらねば」「最初が肝心」「なめられる」「示しが付かない」
- 指導の行き詰まり
「何度も言つても繰り返す」「どう指導したらいいかわからない」
- 勝利至上主義、精神主義の部活動指導
「気合い入れ」

指導の在り方（点検）

- 個人プレーではなく、組織的な生徒指導ができているか（複数で対応）
- 感情的にならず冷静に対応しているか
- （注）SCやSSW, SSなどと連携がとれているか
- 発達障がいの疑いがある生徒の特性を理解して指導できているか
- 情熱と愛情もって誠実に指導しているか
- 厳しい言葉や罵声で傷つけていないか
- より良い指導のための研修をしているか

(2)児童生徒の要因

- 挑発的態度、暴言、対教師暴力
「きまりを守らず反抗する」「うそをつく」「同じ事を繰り返す」「授業に参加しない」
- 他の生徒への迷惑
「授業中ふざける」「集団行動を乱す」「弱い者いじめをする」
- 部活動中の態度
「練習をさぼる」「やる気を示さない」

指導の在り方（点検）

- ひるまず、心の間合いをとって、平常心で対応できているか
- 個人プレーではなく、組織的な生徒指導ができているか（複数で対応）
- 授業においてわかる喜びを与えていたるか
- いじめは絶対許さず、弱者を最後まで守る姿勢を毅然と示しているか
- 身体を動かすことの喜びや意欲を与えていたるか
- 生徒に親身にアドバイスしているか

(3)家庭（背景）

- 学校不信、学校批判
「先生や学校の悪口を家庭で話す」
- 家庭不和
- 非行の容認や親子の力の逆転
「たばこは家で吸いなさい」
- 体罰の容認
「うちの子はビシビシやって下さい」
- 虐待（放任、心理的、身体的、性的）
- 親の病気（精神的な悩みなど）

対応の仕方（共育）

- 家庭や児童生徒との望ましい人間関係が、日頃からとれているか
- 親身になって、真摯に関わっているか
- 共感的態度で、家庭の教育力向上への支援を行っているか
- 表面的な言葉ではなく、親の真意を洞察しているか
- もしやと思ったときは、専門機関（えがお館など）に相談しているか
- SCやSSW, SSの意見を取り入れてケース会議を開いているか

（注）SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー
SS：スクールソーシャルワーカー（各警察署に警察と学校のパイプ役として1名ずつ配置されている）

関係機関との更なる連携の充実

毅然とした対応と粘り強い指導を！

いじめや暴力行為など困難な生徒指導に対しては、全教職員が共通理解し、毅然とした対応と粘り強い指導を行うとともに、日頃から保護者や地域との連携はもちろんのこと、警察やえがお館などの関係機関との連携を深め、信頼関係づくりを進めておくことが何より大切です。

(1) 「困難な生徒指導」とは

- 問題行動を繰り返す児童生徒に対して、最大限の努力をしたにもかかわらず、改善が見られないばかりか、非行がすすみ、学校だけでは改善が見込めないと判断される場合

(2) 「毅然とした対応」と「粘り強い指導」とは

- 「おかしいことは、おかしい」「だめなことは、だめ」という意識を全教職員が共有して、実践するが、「常に徹底して子どもに関わる」という姿勢が大切
- 児童生徒は「必ず、変わる」という信念を持ち、子どもの明日を信じ、ふところの深い粘り強い指導に努める

関係機関と信頼関係を築くには

<日常の連携の仕方>

(※各学校単位で定期的、積極的に相談活動を)

- 関係機関は、「少年の健全育成」という共通の目的を有する組織
- 日頃からSSや地域の交番、警察署（少年課又は生活安全課）との情報提供・交換が大切（個人情報の保護に配慮すること）・・・ふくおか児童生徒健全育成サポート制度
- すべての事件は生徒指導課に必ず報告し、連携を図る

<突発的で、困難な生徒指導の場面での連携の仕方>

通常、危機的な状況に備え、管理職を中心として生徒指導体制を組織するが、突発的な場合は、以下のように行う。

- 近くにいる教師などが、他の教師に応援を要請
- 複数の教師などで暴れている児童生徒を制圧

問題発生

※教師などがやむを得ずした必要最小限度の有形力の行使（正当防衛・緊急避難）は体罰に当たらない。ただし、過剰なものとならないよう細心の配慮が必要

つなぎ役が重要
瞬時の判断と臨機な対応

※「つなぎ役」とは…
管理職、他教師、保護者、関係校への臨機の連絡役。誰もがなれるよう訓練が必要

管理職

※緊急時の110番通報をためらわない
110番は必ず、県警察本部通信指令室から所轄交番につながる
日頃のコミュニケーションが試される時

校区内ネットワーク

110番・119番
通報

関係機関等
への連絡